

「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

文化芸術の振興



1 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁
県担当課：文化財・博物館課

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、令和4年度計画額6,161千円に対して当初交付額は5,431千円（88.2%）、令和5年度計画額3,310千円に対して当初交付額は2,500千円（75.5%）、令和6年度計画額5,999千円に対して当初交付額は5,000千円（83.3%）となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。

◆参考

○県内国指定文化財に係る国庫補助金の計画と当初交付額

(件数：件、額：千円)

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
R2	80	973,363	75	865,355	88.9%
R3	74	750,822	70	666,230	88.7%
R4	74	812,086	71	674,346	83.0%
R5	69	683,423	69	507,833	74.3%
R6	71	880,008	70	791,417	89.9%

デジタル技術を活用した県民の利便性の向上



1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消【一部新規】



要望先：総務省

県担当課：情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) すべての国民が必要な時にICTを円滑に利活用できる超高速ブロードバンド基盤の整備について、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。
- (2) 特に5Gは、大容量・高速通信が可能なネットワークで、災害時でも通信障害が発生しにくいなどの特性があり、今後のデジタル社会の基盤として不可欠であることから、超高速ブロードバンド未整備地域への整備を進める際には、原則5G基地局で設置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバの世帯カバー率は、全国平均で99.72%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、中山間部などの条件不利地域での整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、条件不利地域を含めて広範囲の整備を促進する必要がある。

■多様な主体による地域社会づくり



1 生活福祉資金相談体制の維持



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 生活福祉資金貸付制度は実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付から償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度は、平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。ただし、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、近年の物価高騰等の影響によって生活再建に苦しむ方が多くいる状況であり、特例貸付が終了したことも相まって、今後、生活福祉資金貸付の利用者が増加することが見込まれる。
- そのため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。

◆参考

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

年度	補助金額等	財源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金(国10/10)
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の2分の1を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度	72,365千円	
令和5年度	97,432千円	
令和6年度(見込み)	86,401千円	

2 重層的支援体制整備事業の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

重層的支援体制整備事業については、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、「移行準備事業」を含めて、今後も都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者・障害者・こども・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な課題を抱えた方が増加している。
- ・ そこで国は、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下この頁において「モデル事業」という。）を活用しながら、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を進めてきた。
- ・ モデル事業の成果等を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、新たな市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」を規定した（令和3年4月1日施行）。
- ・ この法改正により、制度別（高齢者・障害者・こども・生活困窮者など）に設けられた財政支援を1本の補助要綱に基づき一体的な実施が可能となった。
- ・ しかしながら、重層的支援体制整備事業のうち、「包括的な相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」については、既存の財源の組替えであり、当事業に取り組む市町村の財政負担を減らす仕組みではない。
- ・ また、交付金の算定にあたっては、既存の制度別の補助金・交付金の前々年度の事業実績額に基づき按分して算出することになっているが、事業実態と按分率との間に乖離が生じる場合は按分率を補正したり、相談支援機関の開設・廃止が生じる場合はその影響額を計算するなど、計算が複雑になっている。
- ・ 国の財政支援の仕組みは、重層的支援体制整備事業に関する市町村の意欲を高める仕組みとはなっていないため、当事業に取り組む意欲的な市町村に対し、更なる財源措置を講ずるとともに、交付金の算出にあたっては、当該年度の事業予算額に基づく算出にするなど、分かりやすい仕組みに変更する必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業は市町村の自治事務であるが、当該事業の「多機関協働事業等」については令和5年度から都道府県の財政負担が追加されることとなった。
- ・ 地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、「移行準備事業」を含めて、今後も都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うべきである。

◆参考

○重層的支援体制整備事業の取組予定市町村

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2市町村	7市町村	8市町村	11市町村	18市町村

○本県の主な取組・支援

- ・ 市町村に対し、アドバイザーを派遣
- ・ 市町村情報交換会や研修の開催